

税務・財務情報 第2711号

本人による生前相続申告!?

～「財産債務調書」について～

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいか！お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者がお伺いした場合に、ご一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘正人

株式会社トータル財務プラン



税理士法人トータル財務プラン
行政書士法人トータル財務プラン
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.ecnet.jp>

e-mail topp@hi-ho.ne.jp

本人による生前相続申告!?

～「財産債務調書」について～

1 はじめに

国の借金が1,000兆円を超え、国民1人当たりでは約830万円の借金を抱えていると言われています。

財政再建を最優先と考えている財務省（税務当局）は「富裕層からシッカリ税金を取る」という増税・重税へとシフトしている政策が近年多く存在しています。

平成27年1月から実施された相続税の課税強化もそのひとつですが、それ以外にも税務当局は富裕層の資産把握を目的とした税制改正が導入されています。

平成27年度税制改正により、所得税・相続税の適正性を確保する観点から「財産及び債務の明細書」を見直し、「財産債務調書」の提出を求める制度が創設されました。

今回は、「財産債務調書」をご紹介します。

2 提出義務者

所得税の確定申告を提出しなければならない人で、下記の所得要件・資産要件の両方に該当する人は、所得税の確定申告期限までに「財産債務調書」を提出しなければなりません。

最初の「財産債務調書」の提出期限は、平成28年3月15日です。

(1) 所得要件

その年分の総所得金額及び山林所得の合計額が年2,000万円を超える人

ただし、下記の所得は含まれません。

①退職所得

②申告不要を選択した特定口座内における所得金額

※申告することを選択した場合は所得の対象となります。

(2) 資産要件

財産の価額の合計額が3億円以上 又は

有価証券・未決済デリバティブ等の価額の合計額が1億円以上

注) 財産には預貯金、有価証券、不動産、貸付金、自動車、家財、書画骨董、貴金属など、あらゆる財産が含まれます。また国外財産も含まれます。

3 記載事項

「財産債務調書」には、氏名、住所（又は居所等）及び個人番号（マイナンバー）のほか、財産の区分、種類、用途、所在、数量、価額、並びに債務の金額等を記載することになります。

これまでの「財産及び債務の明細書」への記載事項に加え、個々の財産の所在地、有価証券の銘柄・取得価額を記載するうえ、財産の価額は、原則『時価（見積価額も可）』での記載となります。

代表的な『時価（見積価額）』とは次のようになります。

財産の種類		時 価（見積価額）
土 地		固定資産税評価額
建 物	業 務 用	減価償却資産の償却後の価額 固定資産税評価額
	非 業 務 用	取得価額から経過年数による償却費を控除した金額 固定資産税評価額
有価証券	上 場 株 式	金融商品取引所が公表する12月31日の最終価格
	非上場株式	純資産価額（帳簿価額による価額）における自己持分
書 画 骨 董 美 術 工 芸 品 貴 金 属		① 売買実例価額（専門家による鑑定評価額） ② 譲渡価額 ③ ①②がない場合は、取得価額
その他の 動産	業 務 用	減価償却資産の償却後の価額 ※10万円未満のものは記載不要
	非 業 務 用	取得価額から経過年数による償却費を控除した金額 ※取得価額が100万円未満のものは記載不要
保険に関する権利		解約返戻金

注) 財産の価額については、財産評価基本通達で定める方法により評価した価額でも差し支えありません。

4 「国外財産調書」との関係

その年の12月31日において5,000万円を超える国外財産を有する居住者は、別途「国外財産調書」も提出しなければなりません。

なお、「国外財産調書」に記載した国外財産については、「財産債務調書」にはその旨とその総額を記載するだけで構いません。

5 罰則規定

「財産及び債務の明細書」には、税務当局が税務調査をする権限（質問検査権）及び罰則がないため、平成25年分の提出基準を満たす人のうち半数以上が提出していませんでした。そこで今回の改正により、「財産債務調書」の提出を促進するため、質問検査権が認められました。

修正申告等を行った場合には、一般的には納税額に過少申告加算税（10%又は15%）、無申告加算税（15%又は20%）を上乗せして課税されます。

そこで、「財産債務調書」を①期限内に提出した場合には、過少申告加算税等について5%軽減され、②記載が不十分・期限内に提出しなかった場合には、過少申告加算税等について5%加重されます。

現在のところ、提出義務は課されていますが、罰則規定は定められていません。

	財産及び 債務の明細書	財産債務調書	国外財産調書
質問検査権	×	○	○
過少申告加算税等の特例	×	○	○
不提出・虚偽記載についての罰則規定	×	×	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

6 最後に

今回は、税務当局による富裕層の資産把握を目的とした「財産債務調書」をご紹介しました。

皆様にとっては、メリットはなく、デメリットしかないような制度ではありますが、富裕層には必ず訪れる相続税の下準備として前向きに捉えて頂き、生前に積極的な対策を講じることが必要だと思います。

ご質問・ご不明点がありましたら、弊社までご相談ください。